

「国民投票広報協議会」の概要とその課題

衆議院議員 新藤 義孝

概要

課題

1. 組織

憲法改正の発議があったときに、国会に設けられる機関

①委員の人数：憲法改正発議時の衆議院議員・参議院議員それぞれ10人

②選任方法
(原則) 各会派の所属議員数の比率により、割当て
(例外) 反対の会派から一人も委員が選任されないことのないよう、
できる限り配慮

③会長：委員の互選による

④議事
(定足数) 各議院の委員10人中7人以上の出席
(議決) 出席委員の3分の2以上の多数

広報協議会規程の制定

- ・委員、会長選任の方法等
- ・開催日時の決定その他の議事手続等

2. 権限

憲法改正案の国民に対する広報

①国民投票公報の原稿の作成
(1)憲法改正案やその要旨等について分かりやすい説明(客観的かつ中立的)
(2)憲法改正案に対する賛成意見・反対意見(公正かつ平等)

②投票所に掲示する憲法改正案の要旨の作成(上記①の(1)(2)に同じ)

③放送及び新聞広告
・テレビ・ラジオの放送メディアや新聞を使った広告(上記①の(1)に同じ)
・政党等が無料でテレビ・ラジオや新聞に賛成・反対の意見(賛否平等の取扱い)

④その他憲法改正案の広報に関する事務(上記①の(1)(2)に同じ)

放送及び新聞広告に関する規程の制定

【放送】

- ・放送事業者の決定手続
- ・各政党等の放送時間枠の割当手続
- ・無料で行う録音録画の上限額等

【新聞広告】

- ・新聞社の決定手続
- ・広告の寸法、掲載回数、掲載日の決定手続
- ・各政党等の広告枠の割当手続等

3. 事務局

広報協議会に事務局を設置(事務局長その他の職員)

事務局規程の制定

国会職員法等の改正